

○ 不祥事件対応要領

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(要領の趣旨等)

第 1 条 この要領では、この組合の不祥事件発生時における具体的な連絡手順、組織体制、対応手順等について定める。

2 役職員が関与した不祥事件への対応については、公益通報者保護規則及びコンプライアンス規程によるほか、この要領の定めるところによる。

(不祥事件対応の目的)

第 2 条 不祥事件発生後、その不祥事件への対応を迅速かつ的確に行うことで事態の早期解決を図るとともに、組合員等利用者の信頼を早期に回復させる。

2 不祥事件の発生原因を徹底的に糾明し、その責任の所在を明確化するとともに、再発防止策を策定し、不祥事件再発の未然防止の徹底を図る。

第 2 章 連絡手順

(不祥事件の定義)

第 3 条 この要領において不祥事件とは、この組合の役職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

- (1) 組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- (2) 組合の業務を遂行するに際しての農業保険法その他の法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する行為のうち、当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの
- (3) 現金、有価証券その他の有価物の 1 件当たりの金額が 1 円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)
- (4) その他この組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

(不祥事件該当の判断)

第 4 条 役職員が行った行為が不祥事件に該当するかどうかの判断は、組合長が、連絡票(報告様式)に記載された情報等を基に行う。

(関係役員及び関係部署への報告及び連絡手順)

第 5 条 職員が不祥事件(疑義のあるものを含む。)の情報を入手した場合又は自ら不祥事件を発見した場合には、直ちに公益通報者保護規則第 2 条の通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)又は監査室に報告する。

2 職員が前項の報告を通報窓口に対して行った場合には、通報窓口は当該報告の内容を監査室に報告する。

3 監査室は、第 1 項又は第 2 項の報告を受けた場合は、連絡票に、判明している情報を記載し、直ちにコンプライアンス規程第 7 条で定める所属部署のコンプライアンス責任者及び参事に報告し、更に参事とともに組合長に対して報告を行う。

4 連絡票記載の情報だけでは不祥事件該当の判断が困難と思われる場合には、監査室は、調査を行い、連絡票を補正する。

(不祥事件と判断された場合の第一報の報告、連絡手順等)

第6条 第4条の規定により当該情報が不祥事件と判断された場合には、参事は、当該不祥事件の第一報を本所総務部長及び発生部署並びに関係部署のコンプライアンス責任者に報告する。

2 参事は、前項の報告を行うと同時に、組合長の決裁を得て、直ちに第一報を高知県に報告しなければならない。

3 参事は、第2項の規定により報告した内容を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第3章 不祥事件対応

(不祥事件対策本部の設置)

第7条 第4条の規定により不祥事件に該当すると判断された事案であつて、かつ、当該事案が組合の事業運営に重大な影響を与えるものである場合には、この組合に不祥事件対策本部を設置する。

2 不祥事件対策本部の設置は、組合長が決定する。

3 不祥事件対策本部の長は、組合長とする。

4 不祥事件対策本部は、不祥事件の発生原因の調査、関係者への対応、再発防止策の策定等に関し必要な指示を行い、当該指示に対する対応に係る報告を徴する。

(発生原因の調査・解明)

第8条 発生した不祥事件の原因及び経過等については、監査室が早期に調査を行う。

2 監査室は、前項の調査を通じて当該不祥事件の責任の所在を明確化する。

3 関係部署は、第1項の調査に対して全面的に協力する。

(関係者への対応)

第9条 不祥事件が発生した場合の関係者への対応は以下の各号によるものとする。

(1) 被害者への対応

不祥事件発生後、当該不祥事件により被害者となった者に対しては速やかに謝罪、状況説明等の対応を行う。また、原因究明等の調査の途中段階及び当該不祥事件が終結する段階においても、適切に状況説明等の対応を行う。

(2) 高知県への対応

不祥事件が発生した場合、監査室は高知県担当課に対し速やかに報告を行い、さらに随時、状況の進捗を報告する。

(3) 警察等への対応

刑事法令に抵触している恐れのある不祥事件については、監査室は、警察等必要な機関等に連絡する。また、警察からの捜査協力要請があつた場合には、監査室を窓口として、関係部署は、積極的に協力する。

(4) 弁護士等への対応

監査室は、必要に応じて弁護士等に連絡し、諸事項の対応について協力を依頼する。

(5) 報道機関への対応

広報担当部署は、報道機関への対応を適切に行う。

(6) 関係者の処分

不祥事件の関係者に対しては、当該不祥事件に係る責任の所在を明確化した上で、就業規則に基づき厳正な処分を行う。

(再発防止策の策定)

第10条 不祥事件発生部署及び関係部署は発生原因の調査結果を踏まえ、監査室と協議・連携し、再発防止策を策定する。

(不祥事件の顛末の報告)

第11条 不祥事件発生部署は、監査室の協力を得て、不祥事件の発生から再発防止策の策定に至るまでの一連の経過を取りまとめ、理事会に報告する。

附 則

(改正手続)

第12条 この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

第13条 この要領は、平成26年4月1日から実施する。

(改正)

第14条 この要領の改正は、平成29年8月24日に改正し、同日から適用する。

(改正)

第15条 この要領の改正は、平成30年12月13日に改正し、同日から適用する。

(改正)

第16条 この要領の改正は、令和2年2月26日に改正し、令和2年4月1日から適用する。